

人権週間について

1948年12月10日に第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、広く国民に基本的人権思想の普及と人権意識の高揚を図るため、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定めています。

日本国憲法では、基本的人権は侵すことができない永久の権利として保障されています。人権とは、「人が幸せに生きるために必要な固有の権利」であり、自分が持つと同時に他人も持ち合わせており、お互いに尊重すべきものです。

しかし、さまざまな偏見などにより、学校や家庭、地域社会などでこの権利が不当に侵されたり、差別が行われている事実が見受けられます。

新型コロナウイルス感染症に対する不安から生じる差別や偏見、障害者への差別、被差別部落・同和地区住民への差別などが無いような社会の実現が望まれます。また、「いじめ」は、その程度を問わず、個人としての人権を侵すものであり、勇気をもってなくしていこうとする社会全体の雰囲気作りが必要です。この機会に「人権」に関して意識し、理解を深め、お互いに尊重し合い、豊かな人間関係でつながる住みよい社会の構築について考えましょう。